



島根県報

平成30年11月13日（火）

号外 第 138 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第720号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	431号	松江市西長江町46番3地先から同町28番2地先まで	前	メートル 13.20～ 15.70	メートル 112.30	松江県土整備事務所 道路改良工事 拡幅 右折レーン設置	
			後	13.80～ 15.70	112.30		
県 道	出雲平田線	出雲市平田町1198番地先から同町1150番1地先まで	前	A	6.98～ 29.80	132.60	出雲県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 河川管理者へ返還 土地所有者へ返還
				B	6.50～ 22.30		
			後	A	6.98～ 20.00	132.60	

島根県告示第721号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	出雲平田線	出雲市平田町1198番地先から同町1150番1地先まで	メートル 132.60	平成30年 11月13日	出雲県土整備 事務所	